

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年十二月六日

広島県収用委員会

一 起業者

国土交通大臣

二 事業の種類

広島西部山系利松地区直轄砂防事業

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目		地 積		裁決手続を 開始する土地 の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島市佐伯区 五日市町大字 利松	五三番	山林	山林	七二三	一〇五〇・六五	七三八・九六

四 土地所有者の氏名及び住所

有限会社エイト 広島市佐伯区五日市中央七丁目五番四―四〇一号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成十九年十一月二十七日